

車両系林業機械への新たな労働安全対策の適用

	車両系集材機械	車両系伐木造材機械	車両系架線集材機械
(ア) 一般的な措置			
① 調査、記録及び作業計画 ～ ⑦ 用途外使用の禁止	○	○	○
(イ) 車両集材作業の危険の防止			
① 原木等の落下防止	○	-	-
② 不適格なワイヤロープの使用禁止	○	-	-
(ウ) 伐木、造材作業の危険の防止			
① 障害物の除去	-	○	-
② ヘッドガード	-	○	-
(エ) 架線集材作業の危険の防止			
① 制動装置等	-	-	○
② 不適格なワイヤロープの使用禁止	-	-	○
③ 点検	-	-	○
(オ) 斜面等での転倒、逸走等の防止			
① 地盤等による転倒等の防止	○	○	○
② 誘導者の配置	○	○	○
③ 転倒時保護	○	○	○
④ 走行用の運転席を離れる場合の措置	○	○	○
⑤ 作業装置用の運転席からの離脱の禁止	○	○	○
⑥ 移送時の危険の防止	○	○	○
(カ) 運転席への飛来等の防止			
① 運転席への飛来等の防止	○	○	○
(キ) 複数作業、混在作業での危険の防止			
① 作業指揮者	○	-	○
② 合図	○	-	○
(ク) 走行時の危険の防止			
① 制限速度	○	○	○
② 前照灯	○	○	○
(ケ) アタッチメントの交換等による危険の防止			
① 作業手順等	○	○	○
② ブームの落下等による危険の防止	○	○	○
(コ) 作業開始前点検等			
① 作業開始前点検	○	○	○
② 補修等	○	○	○
安全教育			
特別教育の実施	○	○	○